

委員会提出議案第2号

石垣市議会会議規則の一部を改正する規則

このことについて、石垣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和5年9月1日

提出者	仲	間	均
賛成者	宮	良	操
	平	良	之
"	長	浜	秀
"	砥	板	信
"	友	寄	芳
"	長	山	行
"	後	上里	三
"	石	川	康
"	内	原	司
			厚
			作
			聰

石垣市議会
議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

本議会で電子表決システムによる表決を実施可能とするため、規則を一部改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

石垣市議会会議規則の一部を改正する規則

石垣市議会会議規則（平成3年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第70条に次の2項を加える。

- 3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、電子表決システムにより表決をとることができる。
- 4 電子表決システムにより表決をとるときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石垣市議会議規則(平成3年議会規則第1号)の新旧対照表

現行	改正後(案)
(起立又は举手による表決)	(起立又は举手による表決)
第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は举手させ、起立者又は举手者の多少を認定して可否の結果を宣言する。	第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は举手させ、起立者又は举手者の多少を認定して可否の結果を宣言する。
2 議長が、起立者又は举手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。	2 議長が、起立者又は举手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣言に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。
(新設)	3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要と認めるとときは、電子表決システムにより表決をとることができます。
(新設)	4 電子表決システムにより表決をとるときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。